

研究班番号【81】
少年の責任能力の範囲とは～少年法と個人の意識から考える～

社会班:門木陽莉、清水奈那、信田沙都紀、山田実優、吉田真鈴

Abstract

The purpose of this study is to propose a new scope of application of the Juvenile Law based on the opinions of high school students and parents. The research shows that the most common opinion is that the scope of the Juvenile Law should be more narrow than now. Accordingly, this study concludes that it's better for the Juvenile Law to include those under 15 who commit crimes punishable by imprisonment without work.

要約

本研究の目的は、高校生と保護者の意見から、少年法の新たな適用範囲を提案することである。調査によつて、現行の少年法と比べて厳罰化を望む意見が最も多いということがわかつた。従つて本研究では、少年法の対象は15歳以下、禁固刑に相当する犯罪を犯した少年までが望ましいということが結論付けられた。

1. はじめに

少年法が2022年4月1日に改正され成人年齢の18歳への引き下げと少年法の改正が行われたことを知り、興味を持った。この改正された少年法に対して、日本弁護士連合会の『少年法の「成人」年齢引下げに関する意見書』と産経新聞『産経・FNN合同世論調査』のよう贅否両論があつた。したがつて、アンケートを実施することで高校生と保護者の意見を法律に反映させることができるのでないかと考えた。

2. 研究手法

少年法の必要性の有無と、改正する基準として、年齢、罪の重さ(刑罰の種類)、家庭環境(虐待のレベル)についてアンケートを実施した。アンケートの内容は以下のとおりである。

1. 少年は適切な教育によって更生の可能性が高い存在で、少年法は少年の保護処分を目的に定められた法律です。あなたは少年法が必要だと思いますか？
(1.の質問に「はい」と答えた方へ)
2. 更生の余地があると思う年齢を選択してください。
3. 2.の理由をお答えください。
4. どの程度の罪を犯した人までは更生の余地があると思うか選択してください。(図1参照)
5. 4.の理由をお答えください。
6. どの程度の家庭環境までは更生の余地があると思うか選択してください。(図2参照)
7. 6.の理由をお答えください。
8. その他に追加したほうがいいと思う基準や現在の少年法について思うことがあればお答えください。
(1.の質問に「いいえ」と答えた方へ)

(図2)

没収	拘留 料	罰金	禁錮	懲役	死刑	
①	②	③	④	⑤	⑥	

分類
最重度(A) 生命の危険あり
重度(B) 重大な影響あり
中度(C) 長期的にみると影響あり
軽度(D) 一定の制御がみられる
危惧(E) 虐待ないが支援が必要

《実験1》

文化祭において子どもをお持ちの方と、高津高校1、2年生の保護者を対象にアンケートを実施した。

《実験2》

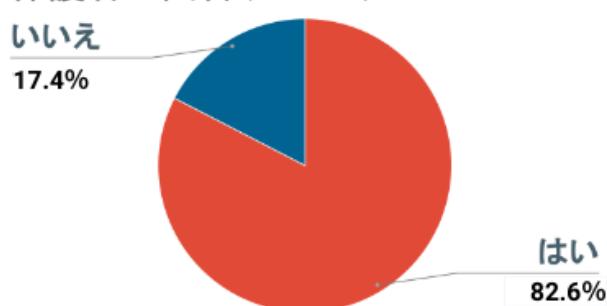
高津高校1、2年生を対象にアンケートを実施した。

3. 結果

《実験1》

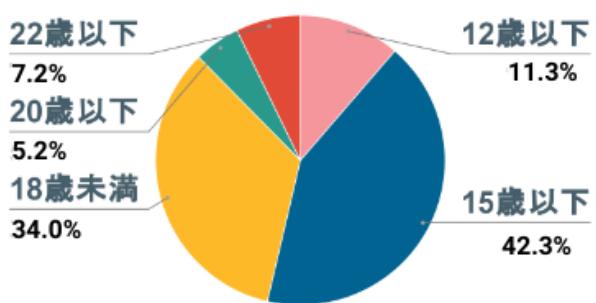
少年法が必要と答えた人(グラフ1)が82.6%を占めた。更生の余地があると考えられた少年の条件について、多かった意見は、年齢(グラフ2)は15歳以下が42.3%、現行の少年法の適用年齢である18歳未満が34.0%であった。小学生以下を示す12歳以下が11.3%、改正前の成人年齢である20歳以下が5.2%、22歳以下が7.2%であった。罪の重さ(グラフ3)は、懲役刑までが31.8%と最も多く、禁固刑までが22.2%であった。罪の重さは条件に入れるべきでないが21.6%、罰金刑までが18.8%、死刑までが3.4%、没収と拘留、科料までが同率で1.1%であった。一方、家庭環境(グラフ4)は、条件に入れるべきでないが最も多く、49.4%、CまでとEまでが同率で17.6%、Dまでが6.8%、Bまでが5.7%、Aまでが2.8%であった。

保護者の回答(n=213)



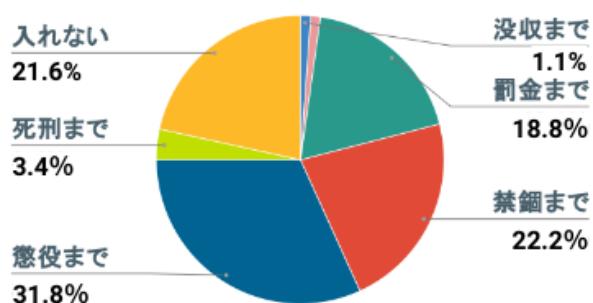
↑グラフ1

保護者の回答(n=176)



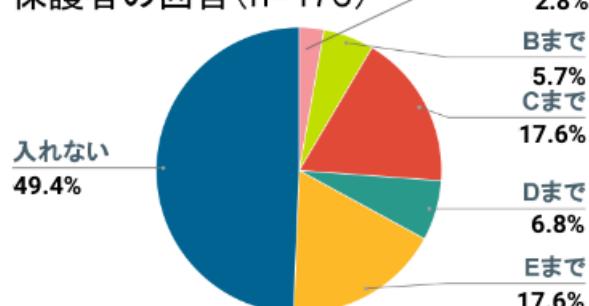
↑グラフ2

保護者の回答(n=176)



↑グラフ3

保護者の回答(n=176)

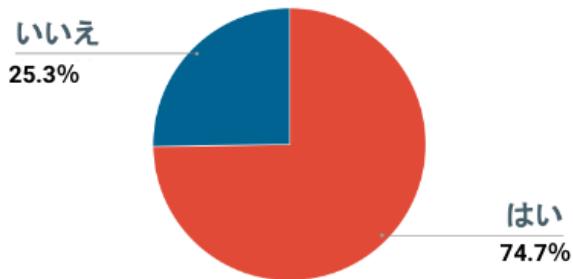


↑グラフ4

《実験2》

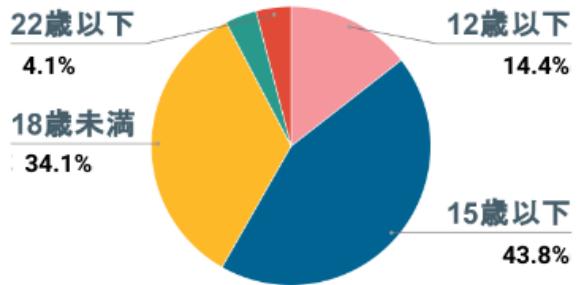
アンケートを行ったどの年齢においても《実験1》とほぼ同様の結果が見られた。少年法が必要と答えた人(グラフ5)は74.7%であった。更生の余地があると考えられた少年の条件について多かった意見は、年齢(グラフ6)は15歳以下が43.8%、18歳未満が34.1%、12歳以下が14.4%、22歳以下が4.1%、20歳以下が3.6%であった。罪の重さ(グラフ7)は、罰金刑までが30.5%、禁固刑までが21.9%、入れるべきでないが20.1%、懲役刑までが17.8%、死刑までが5.0%、拘留、科料までが2.7%であった。一方、家庭環境(グラフ8)については入れるべきでないが36.3%、Cまでが28.2%、Eまでが13.6%、Bまでが10.9%、Dまでが8.5%、Aまでが2.5%であった。

高津校生の回答(n=592)



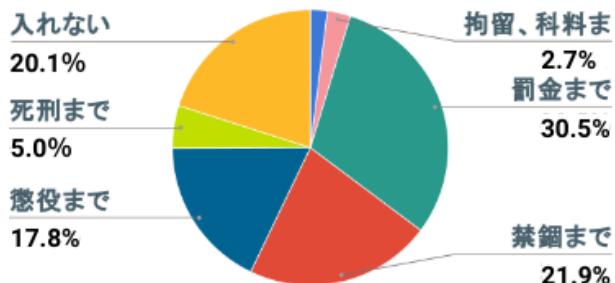
↑グラフ5

高津校生の回答(n=443)



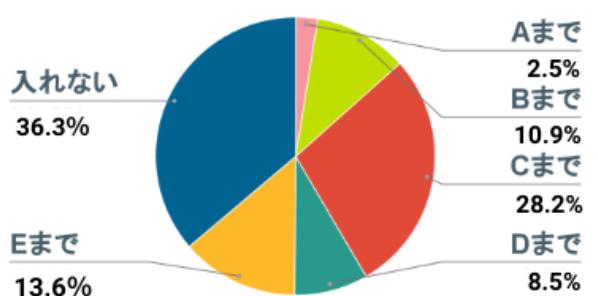
↑グラフ6

高津校生の回答(n=443)



↑グラフ7

高津校生の回答(n=443)



↑グラフ8

4. 考察

そもそも少年法が必要だと答えた人は高津校生に比べ、保護者のほうが多いかった。これは高津校生が少年に対する扱いを厳罰化すべきと考えている証である。このような結果になった理由としては、高津校生は自分を基準に考えているため自らが犯罪を犯すことを念頭に置いていない一方で、保護者は一般としての少年を念頭に考えているためであると考える。次に、年齢の基準については、学生と保護者ともに「義務教育終了後に社会の一員になる」という意識を持つ人が多いため、義務教育終了となる15歳以下が最も多い結果になったと考える。また昨今の犯罪の低年齢化の状況を受け、現行の法律よりも低い年齢を回答したと考えることもできる。罪の重さについては、専門家による回答ではないためメディアによる「凶悪犯罪＝懲役刑」という先入観があると思われる。また質問3でも質問1と同様に高津校生に厳罰化する傾向が見られたことも質問1に対する考察を裏付けていると考えることができる。家庭環境については、個々の事例に依存するため、柔軟に対応するために法律で定義すべきでないという回答が多かったと推論する。

5. 結論

今回の調査を踏まえて少年法の対象は、15歳以下、禁固刑に相当する犯罪を犯した少年までが望ましい。また、今後の展望として法律の専門家を交えた調査が必要だと考える。

6. 参考文献ならびに参考Webページ

日本財団.「18歳意識調査「第一回-18歳成人-」.調査報告書」.日本財団.
2018-10-01.https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2018/12/wha_pro_eig_03.pdf(参照2023-11-15)

警視庁.「令和4年度中における少年の補導及び保護の概況」.警視庁.
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/pdf-r4-syonengaikyo.pdf>(参照2023-11-15)

法務省.「法定刑として禁錮まで定められている罪」.法務省.
<https://www.moj.go.jp/content/001252854.pdf>(参照2023-06-12)

吉村 顕真.”アメリカ不法行為法における親の民事責任の概況—過失責任原則と被害者救済の関係に着目して—”.青森法政論叢14号.2013.https://saibanhou.com/ao14_04.pdf (参照2023-11-15)

日本経済新聞.”虐待リスク5段階評価—大阪市関係機関の連携円滑に—”.日本経済新聞.
2019-04-18.<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO43928280Y9A410C1AC8000/>(参照2023-06-14)

日本弁護士連合会.「少年法の「成人」年齢引下げに関する意見書」.日本弁護士連合会.
2015-03-30.https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion_150220_2.pdf(参照2023-06-14)

産経新聞.”産経・FNN合同世論調査”.産経新聞.
2015-03-30.<https://www.sankei.com/article/20150330-F3HILJEMQVNW7OSIJ5PI2K6WBY/2/>(参照2023-06-14)